

諮問番号：令和6年度諮問第3号

答申番号：令和6年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

甲斐市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和5年9月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求については棄却されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

審査請求人の行った生活保護申請について、処分庁が、審査請求人が居住している土地・建物の固定資産税及び光熱水費等生活費を審査請求人の父が支払っていることを理由に、審査請求人とその父を同一世帯として認定し、父の手持ち金の活用により最低生活が維持可能なため、生活保護申請却下処分としたところ、審査請求人が令和5年12月13日付け書面により、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及びほかの法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする（法第4条第2項）。
- (3) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位とすることができる（法第1

0条)。

- (4) 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法第24条第3項）。
- (5) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。
- (6) この指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（法第24条第2項）。
- (7) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（法第29条）。
 - 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (8) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。及び昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）が定められている。

(9) 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯と認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること（次官通知第1）。

(10) 要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと（局長通知第5）。

(11) 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある（民法第877条）。

(12) 法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきものである。ここにいう生計の同一とは、家計上の計算の単位がひとつの総枠の中におさまっていることを意味するにとどまり、世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干又は相当部分を家計の中心者に手渡すことなく、直接物資の購入等の支払いにあてている事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯とする決定的な要素とはならないとされている（生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1－3答）。

3 前提事実

(1) 審査請求人は、令和5年7月13日、同年8月31日、処分庁に対し、生活保護の申請に関する相談を行った。処分庁は、その際、以下の内容を聴取した。

- ・ 同一敷地内の2棟のうち、1棟には審査請求人の父と兄が住み、別の

棟に審査請求人が住んでいる。

- ・ ガスと水道が2棟分同一請求となっており、それらは審査請求人の父の年金から支払っている。
- ・ 審査請求人は、同年4月に交通事故を起こしたことにより、収入を得られなくなった。

(2) 審査請求人は、令和5年9月5日、処分庁に対し生活保護の申請を行った。

(3) 処分庁は、令和5年9月25日、審査請求人の父から生活状況を聴取し、審査請求人の父が2棟分のガス及び水道料金を支払っていることを確認した。また、審査請求人の父について、法第29条第1項に基づく資産確認を行い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の口座に定期預金及び普通預金を確認した。

(4) 処分庁は、令和5年9月25日、ケース検討会議において「審査請求人の父の手持ち金の活用により生活が可能」と判断し、生活保護申請を却下処分とした。

(5) 審査請求人は、令和5年12月13日、審査庁に対し、審査請求人手続代理人弁護士による本件処分に関する審査請求を行った。

(6) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和6年6月10日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

本件処分について、審査請求人とその父及び兄の世帯を同一世帯として認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はあるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 同敷地内の別宅には父と兄が居住しているが、現在、自宅に1人で居住しているため、居住を一にはしていない。

- (2) 稼働による収入があった審査請求人と父の年金収入により生活している父と兄の家計は別である。
- (3) 現在は別居中であるが、元々は、自宅で自身の妻及び子と生活していたことから、審査請求人と父及び兄が別世帯であることは明らかであり、住民票上も世帯が分かれている。
- (4) 電話代金や電気代、CATV料金は自分で支払っており、父から経済的な援助は受けていない。
- (5) 仕事を探しているが、足が悪いため仕事が見つからず、経済的に困窮し最低生活を送っていない。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が交通事故を起こし怪我をして無職となる以前から、審査請求人が居住している建物と土地の固定資産税及び光熱水費等生活費を審査請求人の父が支払っている。
- (2) 光熱水費等について、審査請求人の父への聞き取りにより、審査請求人の父が支払っていることを確認した。
- (3) 請求書等による事実確認はできないが、審査請求人の主張のとおり、たとえ電話代金や電気代、CATV料金を審査請求人が支払っていても、ガス及び水道料金、固定資産税は審査請求人の父が支払っており、生計が別とはいいがたいため、同一世帯として判断することに変更はない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 法第10条（世帯単位の原則）では、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしている。次官通知第1によれば、世帯の

認定は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯とすることとし、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとしている。

- (2) 同敷地内の別棟に住む審査請求人の父がガス及び水道料金、固定資産税を支払っていることから、審査請求人とその父について、生計を一にしているものと判断した。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年 5月24日 審査庁から諮問書の提出
同年 8月13日 第1回審議
同年10月15日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

- (1) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることを原則とし（法第10条）、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯と認定することとされ、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている（次官通知第1）。また、法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきものとされている（問答集問1-3答）。

- (2) 要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導することとし、民法上の扶養義務

の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとされている（局長通知第5）。

(3) 本件についてみると、①同一の住居に居住はしていないが、審査請求人は、審査請求人の父等が居住する建物と同一敷地内にある父名義の建物に居住しており、また、そこで使用するガス及び水道料金を審査請求人の父が支払っていること、②炊事の共同及び家具什器の共同使用は無いが、審査請求人の父が購入した物資を審査請求人が消費していること、③定期的ではないが、審査請求人の父から経済的な支援を受けていること、④審査請求人とその父は、民法第877条第1項の規定により互いに扶養義務を負っていることが認められる。

(4) 以上のことから、処分庁が、同一の住居に居住していないが、生計を一にしていると認め同一世帯として認定したことに違法及び不当な点は認められない。

なお、処分庁は、同一世帯である場合、父の手持ち金により最低生活の維持は可能であることを確認していることから、本件処分は妥当である。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 小林 真理子

委員 吉澤 宏治